

第25回幹事会で当面の行動を決定！

7月6日第25回幹事会が開催されました。冒頭上田会長は「コロナ発生以来これまで自粛ばかりだった、規制が解除された今OB会として何かをしていきたい」と幹事の皆さんに訴えました。

幹事の皆さんの討議の結果、来年の総会までの当面の行動について下記のとおり決定しました。

コロナ対策を万全にして親睦会をします！！

9月24日（木）温泉・宴会・ゲームで親睦会

場所・ガトーキングダムサッポロ

会費・4,000円

集合・駅北口ローソン前10時

参加希望の方は最寄の幹事まで連絡ください。またコロナで不安を感じている方は無理をしないで下さい。

今後のOB会活動について

道本部・札幌支部合同の旗びらきなどに参加する

会報を年4回程度発行する

会計については来年の第9回総会まで暫定予算とする

役員については来年の総会まで任期を延長する

郵政産業ユニオンへの支援

裁判、各種集会等に参加していく。特に、労働契約法裁判支援に重点を置いて進めていく。

道本部や札幌支部から行動要請があった場合は幹事会で検討し対応していく。

労働契約法20条裁判の初公判が開かれる

6月3日10時に札幌地裁にて第1回口頭弁論が開かれ、10時30分から高教組会館で報告集会が開催されました。

飯田委員長の開会挨拶のあと、野田弁護士は「訴状を陳述した。意見陳述では角田さんが代表して行った。陳述の中心点は郵政事業の現状は非正規労働者がいないと業務が正常に回らない。この状態を正当化するのであれば合理的理由を出すよう求めた」と陳述内容を示しました。



公判を報告する亀田弁護士



南区年金者組合の挨拶

第二回公判は8月12日（水）10時から805号法廷
裁判支援のための資金カンパをお願いいたします